

副議長(江口 健君) 出席議員半数以上であります。これより議事日程第3号により本日の会議を開きます。

日程1

市政一般質問

について、前日に引き続き市政一般質問を行います。29番森 幸雄議員。

〔森 幸雄君登壇〕

29番(森 幸雄君) 皆様、おはようございます。公明党の森 幸雄でございます。

21世紀開幕の本年は、戦争と破壊を繰り返してきた20世紀に決別して、生命の尊厳と恒久平和構築を目指してスタートしました2001年初頭より「えひめ丸」衝突沈没事故、大阪池田小学校の児童殺傷事件、さらに米国における同時多発テロ事件、その後の報復攻撃、そして狂牛病問題、このような一連の事故や事件によって、低迷していた景気がさらに輪をかけて悪化し、倒産、リストラなどによる完全失業者325万人、5.4%という史上最悪で、先の見通しがわからない状況の中、本年も終わろうとしております。

どうか、市長を初め関係理事者におかれましては、市民の皆様が明るく希望に満ちた新年を迎えることができますように、前向きで確信あるご答弁をお願いいたします。

それでは、通告に従って、順次、質問をいたします。

初めに、緊急地域雇用創出特別交付金の活用についてお尋ねします。

政府は、悪化する労働情勢に対応するため、雇用の確保に重点を置いて第1次補正予算が組まれております。それをもとに、各自治体は緊急性の高い公的事業を新たにつくり、離職者などに雇用機会を提供して、2004年度末まで全国で50万人強の雇用創出効果を目指しております。

事業については、原則として民間企業やシルバー人材センターなどに委託して行う。市町村が実施する場合は10分の10、県から補助金が支給されることになっております。この新事業は、効果を高めるために、①被雇用者の4分の3以上を失業者の新規採用枠に充てる。②事業費に占める人件費割合を8割以上確保するなどの条件が設けられております。しかし、この交付金が有効に機能するには、自治体の事業計画が正否のかぎを握っ

ていると言われております。例えば埼玉県志木市は、少人数学級の導入を目指して、財源対策としてこの交付金の活用を視野に入れて検討を進めているようであります。国で推奨している補助教員導入による学校教育の活性化対策を念頭に置いた考えではないかと思えます。

新公共サービス雇用の具体例として、①学校いきいきプランに基づき、多様な経歴を有する社会人を教員補助として学校に受け入れ、教育活動を充実する。②森林作業員等による森林整備の強化等を通じて環境保全を図る。③廃棄物が放置された場所等を明らかにしたごみマップの作成を進める。④小規模な休日保育や公共イベント会場等での託児サービス等子育て支援サービスの提供促進を図るなど、15の推奨事例が示されておりますが、本市として、どのような施策をもってこの交付金を活用し、雇用創出を図ろうとなされておられるのか、お示しいただきたいと思えます。

次に、明年は日中国交正常化30周年の佳節を迎えるわけであります。本市は、日本のどこの都市よりも隣国中国とは長い友好の歴史があり、一衣帯水の友好関係を続けてきた国であります。昨年は、日蘭修好400周年を官民挙げて記念行事や人的交流などが数多く企画実施され、構造的な不況が長引く中、近年にない観光客の増加や経済効果は当初の予想をはるかに上回る成果があったと報告されております。

現在、本市においては、出島の復元計画が着実に進められておりますが、次は、同じ鎖国時代、中国貿易の唯一の拠点だった唐人屋敷を本格的に整備することになり、早くも市民を初め本市内外の多くの期待を集めております。この時を同じくするように、近代中国の礎を築き、また、本市長崎にもゆかりの深い中国革命の指導者・孫文の銅像が先般、ここ唐人屋敷跡の福建会館に寄進建立されました。

貿易港で栄えた長崎は、古くから中国と交流があり、長崎人は多くの中国文化に親しんでいて、現在も龍踊り、ペーロン、精霊流しなど長崎独特の文化として継承されています。別の角度から見れば、オランダとの交流よりも、中国とは文化や芸術、さらに人的交流にも長い歴史があります。明年30周年を観光や経済の活性化のみにとどまらず、中国との歴史的意義を踏まえ、短期・長期に

わたりさらなる友好交流が深まる新たな出発の年にすべきではないかと思えます。

そこで、市長にお尋ねいたします。

伊藤市長は、就任されてより今日まで、中国との交流促進に積極的に取り組んでこられました。本年もたびたび訪中したり、また、上海を初め主要な都市の市長や観光や行政の指導的立場の方々を、ここ長崎に迎えて友好交流を深めておられる立場から、明30周年の佳節を本市として、どのような企画・立案で対応なされるのか、お考えをお示ください。

次に、3点目の質問は、高齢者居住安定確保法が先般施行されました。この制度は、高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進と入居者の負担軽減などが主な目的といわれております。住み慣れた地域社会で快適な老後を過ごすには、良質の住宅の確保が欠かせません。しかし、民間賃貸住宅では、高齢者という理由だけで入居を断られるケースが少なくないと言われており、運よく契約できても、民間賃貸住宅のバリアフリー化率は皆無に近い状態で、暮らすには課題が多く、急速に到来する超高齢化社会に備え、安心して住める住宅を確保するための環境づくりは時代の要請でもあります。

そこで、この法律は、民間活力を活用した高齢者向け賃貸住宅の供給促進を盛り込んであります。具体的には、民間事業者が高齢者向けの賃貸住宅を建設したり改良する場合、国や自治体がバリアフリー設備の整備費を補助するほか、税制上も優遇され、積極的な活用が期待されております。

また、家主から一方的に追い立てられたり、契約更新に難色を示される不安を解消するために、終身建物賃貸借制度も創設され、これは一定のバリアフリー化を施し、県知事や市長の許可を受けた賃貸住宅が対象とされており、入居者が死亡するまで契約は有効となっています。しかし、法律が十分に機能するかどうかは、今後の取り組み次第だと言われており、利用するのは高齢者であるため、わかりやすくきめ細かな情報の提供をなすべきであり、そのための相談や問い合わせなどに十分に対応できる体制づくりなどについて、本市としての取り組み状況をお示ください。

4点目に、身体障害者用のストマ用補装具を利用されておられる方の専用トイレの設置についてであります。

直腸がんなどの手術で腹部に人工肛門や人工膀胱を装着しての生活を余儀なくされた人たち、オストメイトと呼ばれていますが、全国に20万人以上いるといわれております。普段、便や尿意を感じることができないため、腹部に装着するパウチ、いわゆる袋に便や尿をためています。彼らの悩みは、外出先で不意の下痢でパウチがいっぱいになったり、あるときは人とぶつかって補装具が外れたりすることもあるそうです。トラブルの応急処置は、一般の公衆トイレや障害者トイレで済ませておられるようです。しかし、汚れた補装具や衣服を洗う設備などがなく、処置に時間がかかったり、汚物の臭いなどで気兼ねしてしまうという人も多くおられます。

ちなみに、先進都市札幌市では本年5月、札幌市役所庁舎3階にオストメイト対応トイレを設置して、身障者用トイレを改修し、補装具などを洗う温水シャワーと専用流し台、全身が写る鏡や荷物かけ、汚物入れなども完備しているそうです。同様のトイレは札幌ドームにも設置され、さらに地下鉄大通駅や札幌駅にも本年度中には新設予定と伺っております。

国内の対応トイレの第1号は1998年、千葉県習志野市役所にでき、図書館やホテルなど全国で対応トイレを設置する動きが相次ぎ、現在約70カ所が完成または計画されているようです。

国土交通省は、今年8月に策定した交通バリアフリー法に基づく施設整備のカイドラインに、身障者用トイレについてオストメイト対応器具の設置を明記しております。

本市長崎は、人にやさしいまちづくり、オンリーワンのまちづくり、そして国際観光都市長崎として多くの方々が訪れる長崎、いまだそのような施設が1カ所も整備されていない現状について、どのように受けとめておられるのか。また、これからの実施計画などについてお示しいただきたいと思えます。

次に、5点目の質問は、長崎街道・日見峠の保存整備の促進についてであります。

長崎街道は東海道、中国路を經由して、江戸と長崎を結ぶ街道で、九州への入り口である豊前小倉から長崎に至る九州で最も重要な街道であって、長崎奉行を初め幕府の諸役人や諸大名及びその家臣たちや出島和蘭商館長、全国各地の商人や学者、

文化人、維新の志士等さまざまな人が行き来し、日本の政治、経済、文化に大きく貢献し、新しい日本を生み出す原動力となった街道であります。長崎から小倉までの約224キロに25の宿場が置かれてあったことから、長崎街道沿線の県や市町村では今、官民挙げて長崎街道のネットワークづくりを推進し、各地域が宿場町や歩道を往時に復元したり、道標を立てたり、あるいは小中高の沿線の学校が郷土の文化を学び、伝承者としての郷土に対する愛情をはぐくみ、学んだ情報をITを使って自分たちが住む地域や全国に発信する学校もふえているようであります。

地元長崎においては、日見小学校の生徒たちが地域の歴史について詳しく調べ、伝統芸能である獅子舞、梨の木茶屋、日見峠、すすき塚のことなどをまとめて冊子をつくったり、あるときは事前学習をして日見峠を歩き、長崎街道・日見峠に愛着を持つようになった子どもたちがふえているとの報告もなされております。しかし、今の日見峠の現状は手つかずの状態で荒果てています。①看板が倒れたり古くなっていたり破れていたりにしてみっともない。②関所跡と書いてあっても、それがどんな役割をしていたのか全くわからなかった。説明書きをつけてほしい。③トイレがないので大変困った。④休憩する場所やベンチをつくってほしい等々、観光で歴史を訪ねて来られる方、長崎街道を歩こう会の人や日見小学校の子どもたちからも厳しい意見が出ております。

国土交通省の歴史国道にも選定された日見峠には、向井去来の句碑「芒塚」があり、梨の木茶屋などの茶屋跡なども残っております。

日本の近代化に大きな働きをした歴史上極めて重要な史跡であり、温故知新とのことわざがありますが、21世紀の未来に生きる人々、なかんずく子どもたちにとって長崎街道・日見峠の歴史は大切な指針となるものと思っております。

このほど、日見峠の保存運動を進めている地元の方々の方々の要請で現地を視察し、改めて全国に誇る街道跡として、ぜひ保存整備を図らなければと痛感いたしました。地域住民の代表の方々が私費を出し合って道標を立てたり、当時の茶屋跡に竹細工で休憩所を復元したりして努力しておられますが、それも限界があります。

そこで、お尋ねします。

この長崎街道・日見峠の史跡整備をどのように受けとめておられるのか。また、今後の実施計画等ありましたらお聞かせください。

6点目の質問は、本年10月19日午前7時の始発より丸善団地地区と矢の平・伊良林地区において乗合タクシーの試行運行が開始されました。この2つの地域は、長崎を代表するように、斜面市街地で狭隘道路のため、路線バスの乗り入れが厳しく、高齢者や車の運転ができない、いわゆる交通弱者、とりわけ高台地区では住民の日常生活を支えるきめ細やかな公共交通手段の確保が緊急の課題となっております。試行運行ではありますが、当局はもとより、地域住民の皆様にとりましては感慨深いものがあられることと思っております。

そこで、お尋ねいたします。

質問の第1点は、両地区における試行運行の現状と地域住民の皆様の評価等についてお聞かせください。

第2点目に、今回の試行運行は、明年4月からの本格的な運行を実施できるかどうかのデータ収集であり、当初の予定では10月より12月末までとなっております。その後、地域住民や利用者からのアンケートなどを回収分析して、できる限り4月からの本格運行につなげたいとお聞きしておりますが、予定どおり1月から3月末までの期間は試行運行を継続できないのでしょうか。また、4月からの本格運行の見通しについてもお尋ねします。

3点目は、本市においては、この2地区以外に公共交通の空白地域が23カ所あります。残された地域に対する乗合タクシーの導入等については、どのように検討をなされておられるのか、お示しをいただきたいと思っております。

最後の項目の7点目は、自治会集会所の建設についてであります。

今日、人々の連帯意識が希薄化しつつあると言われております。また、逆の面から見ますと、急速に進む少子・高齢化社会の進行とともに、防災問題、環境問題など、地域社会を構成する一人ひとりが参画し連携して取り組まなければ解決することが難しい社会的な重要課題がふえております。

そこで大事なことは、地域住民の憩いの場、親睦の場、集会や行事の場、そして情報交流の場としての集会所、いわゆるコミュニティを醸し出す

会場として、そのシステムを築く地域の拠点が集会所であり、公民館ではないでしょうか。多くの自治会が自分たちの集会所等を保有している現在、自前の会場がなくて民間企業の会議室を有料で借りたり、自治会役員の自宅を交代で会場として利用するなど、大変ご苦労しながら運営をなされておられる自治会も少なくありません。

そこで、自治会集会所建設についてお尋ねしますが、集会所を新しく建設したいけれども、地域の中に公有地等の土地がない、公有地はあるけれども、水道局など公営企業所有の土地のために借用ができない、また、民有地があっても建設資金をつくるのが大変で土地代まで調達できない等々、共通の悩みや問題を抱えておられます。

そこで、何点かお聞きします。

(1) 自治会集会所の用地取得に対する補助ができないかどうか。

(2) 公営の企業が所有している土地を活用できないかどうか。

(3) 自治会公民館の担当所管の見直しについてお尋ねします。現在、公民館や集会所の建物の建設や改修等は教育委員会所管となっています。また、公民館等の土地の公有地借り上げなどについては管財課になっております。さらに、広報ながさきなどの広報紙等の自治会配布窓口は自治振興課となっております。ほかにもまだ細々したものがあると思われませんが、自治会の皆さんも当然ながら、行政側も横の連携を取り合うのに大変な口スがあると思われれます。できれば自治会関係の担当所管を一元化できないかどうか、ご見解をお聞かせください。

以上、本壇からの質問を終わります。時間があれば自席から再質問をしたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。(降壇) = 副議長(江口 健君) 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長(伊藤一長君) 皆さん、おはようございます。

森 幸雄議員の一般質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、日中国交正常化30周年記念事業の促進についてであります。

来年、2002年は、1972年の日中国交正常化以来30周年に当たるわけですが、このことを記

念して、日中両国におきまして「日本年」「中国年」と定め、一連の記念行事あるいは交流活動を実施することが合意をされております。

また、長崎県におきましても、福建省との友好提携20周年の節目の年に当たりまして、交流事業への取り組みが予定されているというふうに聞き及んでおります。

一方、長崎市でございますが、森議員もご指摘のように、古く江戸時代初期から中国と密接な交流を持ち、中国ゆかりの文化財が多く残されており、市民生活の中にも中国文化の影響が色濃く残されているまちなちであります。国交正常化後も、本市は、上海との航空路の開通あるいは福州市との友好都市の提携、中国総領事館の設置などの動きの中で、さまざまな分野において中国との交流を積み重ねてまいりました。昨年は、中国福州市と友好都市提携20周年を記念した事業を展開し、さらに本年にはアジア地域、特に中国、韓国との交流を重視して、両国との都市間交流を中心にした事業を推進し、本市が持つ歴史的、文化的優位性を最大限に生かした独自の交流を実施してまいっているところでございます。

来年の記念事業におきましても、長崎市では、「ながさきらしい」特性のあるイベント事業を企画し、さらに相互の青少年交流、文化・スポーツ交流など数多くの交流事業を推進するよう、現在、来年度予算に向けまして検討を進めているところでございます。

加えて、本年度には、唐人屋敷健在化事業に着手しておりまして、この分野でも、来年を契機としてさらに事業推進を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

また、国・県との事業連携を行うとともに、民間交流、市民交流への協力、支援等におきましても検討してまいりたいと考えております。

今後とも、数々の記念事業を通じて、本市と中国との関係について歴史認識を深め、相互の交流を推進してまいりたいと思っております。

次に、乗合タクシーの問題でございますが、長崎市におきましては、地形的制約等からバスの乗り入れがなされていない地域、いわゆるバス空白地域を解消していくことが交通政策上重要な課題となっております。

このような中、斜面市街地におけるバス空白地

域を解消する移送手段といたしまして、乗合タクシーによる運行を目指すこととし、本市の代表的なバス空白地域であります丸善団地地区、そして矢の平・伊良林地区の2地区におきまして、10月19日より12月31日までの期間で乗合タクシーによる試行実験を現在実施しているところでございます。

試行実験開始より11月30日までの利用状況につきましてご報告をさせていただきたいと思っております。丸善団地地区が1日当たり174人、1便当たり4.0人、また、矢の平・伊良林地区が1日当たり187人、1便当たり4.3人となっております。両地区ともに、採算面では若干の赤字となっておりますが、地区住民の生活の足として、利用者からは大変ご好評を得ているところであります。

さらには、11月に実施しました乗客へのアンケート調査でございますが、両地区ともに、ほとんどの乗客の皆様方が継続運行を望んでいる結果となっております。

また、乗合タクシーの試行実験を通しての利用者の皆様からの要望でございますけれども、運行本数の増便、終発時間の延長など、運行内容の充実が挙げられております。

次に、試行実験期間につきましては、当初より10月ごろから約2カ月間程度を試行期間として、議会、市民の皆様方へ説明しておりますので、予定どおり12月31日で試行実験を終了させていただきたいというふうに思います。地域の皆様方にとりましては、10月から実施いたしまして大変ご好評でございますので、でき得れば、森議員さんも壇上でご指摘になったように、予算的な措置等がかなえば、1月から3月まで継続できないかという熱い思いが寄せられていることも私は十分承知をしております。しかし、あくまでも今回の場合は試行実験でございますので、まず試行実験の結果を一応締めて、そして先ほど出された途中経過の数字等が最終的に出てまいりますので、そういう数々の問題点の整理をする中で、今のところ非常に順調かつ好評のようでございますので、でき得れば、4月1日から本格運行という方向に向けた形でしておいた方が、そのまま1月から3月まで運行した中で、4月にどうかという議論をするよりもかえっていいのではないかというふうに考えておりますので、この辺はひとつご理解をいた

ければありがたいというふうに思います。

次に、他のバス空白地域への取り組みについてでございますが、今回の丸善団地地区、矢の平・伊良林地区での運行実績等を踏まえまして、来年度も新たな地区において試行実験等を検討してまいりたいという形で今、その地区等の選定作業に入っているところでございます。

次に、自治会集会所の件につきましてお答えいたしたいと思っております。3点あるかと思っております。

まず、自治会集会所の用地取得についての補助につきましてお答えをいたします。

自治会集会所は、地域におけるコミュニティの基盤として大変重要なものと考えており、自治会集会所の建設につきましては、平成11年度に町立公民館建設奨励費補助金交付要綱の改正を行いまして補助の充実を図るなど、自治会活動の支援の拡充に努めているところでございます。

ご質問の自治会集会所の用地の取得に対する補助の件でございますが、基本的には、それぞれの自治会が集会所用地を確保することを原則としており、これまでもそれぞれの自治会において確保していただいている経過もあります。行政におきまして、そのために用地を新たに取得することや自治会で用地を取得された際に補助を行うことは非常に困難なものであるというふうに考えております。

ちなみに、既にご存じのように、自治会が取得されました用地につきましても、これは自治会の名義で登記できるような形で法改正がなされておりますので、この点もあわせてひとつご理解方をよろしく願いさせていただきたいというふうに思います。

しかしながら、森議員ご指摘のとおり、用地の確保につきましては、各自治会が大変ご苦労なされていることも十分私どもも認識をしております。それぞれの事情を十分に考慮しながら、市が所有している土地を一定の条件の範囲内で貸与するなどの施策、これは具体的には公園用地等で私どもの要綱を見直しまして、できるだけできないかという形で具体的に踏み込んでおりますので、これからもそういうことも含めて講じてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたしたいというふうに思います。

次に、公営企業所有の土地の活用についてで

ざいますが、特に今、水道局を中心にしました公営企業の土地を一般会計に所管替える場合は、これは無償ではございませんで、ご存じのように、有償でほとんど時価に等しい金額で所管替えというふうに今の手続き上なっております。つまり、土地の購入ということになりますので、先ほどご説明いたしましたように、用地を新たに取得することは、自治会自身で土地を確保している自治会とのある意味では不均衡を生ずることになりますので、この点はひとつご理解をいただければありがたいというふうに思います。

第3点目の町立公民館の担当所管の見直しの件につきましてお答えをいたしたいと思えます。

現在、自治会の振興活動等に係る連絡調整の窓口といたしましては、私が就任いたしました、これまでいろんな経過がございましたけれども、環境保全課とかいろんなところがございましたが、やはり市民生活部がいいだろうという形で、市民生活部に自治振興課というのを設置しております。ここが自治会の窓口になっております。しかしながら、町立公民館を含む集会所あるいは自治会公民館等の建設に係る補助につきましては、これまで森議員もご指摘のように、教育委員会の総務課が所管をしていたという形で、同じ自治会活動でありながら、片や市長部局、片や教育委員会という形の非常に変則的な状況にあったのは事実でございます。

そういうご指摘等も踏まえまして、この担当所管の見直しについてでございますが、市民サービスの向上を図る観点、また、市民の皆様方からわかりやすい市政の運営ということを考えましたら、町立公民館の建設に係る補助につきましても、新年度から自治振興課で所管することが望ましいのではないかという形で所定の作業をただいまから進めさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いさせていただきたいと思えます。

以上、私の本壇よりの答弁とさせていただきます。他の項目につきましては、それぞれの所管の方からお答えをいたしたいと思えます。

= (降壇) =

商工部長(石崎喜仁君) 1点目の国の緊急地域雇用創出特別交付金の活用についてお答えいたします。

国におきましては、今国会において雇用対策を

柱とする補正予算を成立させ、その中で新たな緊急地域雇用特別交付金として3,500億円を計上いたしております。

本事業の趣旨といたしましては、平成11年度からの3カ年事業であります前回の交付金事業と同様、現下の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、新たな緊急地域雇用特別交付金事業を創設し、その予算を都道府県に交付することにより、各地方公共団体が地域のニーズを踏まえて独自に創意工夫を凝らした事業を実施し、公的部門における緊急かつ臨時的な雇用の創出を図ることとなっております。

事業の実施方法といたしましては、県が交付金を財源として基金を造成し、その基金を財源として県が実施する事業と、その基金からの全額補助による市町村の事業とで構成されており、雇用・就業機会の創出を図るため、民間企業、NPO法人等に対する委託により行う事業を原則といたしておりますが、教員補助員の受け入れによる事業などの直接事業も一部認められております。

また、事業の範囲といたしましては、国が当該事業に補助するものでないこと、既存事業の振り替えでないこと、建築・土木事業以外の事業であること、事業費に占める人件費割合がおおむね8割以上であること、事業に従事する全労働者に占める新規雇用の失業者数がおおむね4分の3以上であることが具体的に示されており、人件費割合等を数値的に示したところが前回の交付金事業と異なっているところでございます。

また、新規に採用する労働者の雇用期間は6カ月未満とし、原則として更新は認めないことなどが定められておりますが、児童生徒、障害者、高齢者等との対人関係の中で継続的にサービス等を提供する業務を受け持つ者、企画・管理部門等で事業を継続するために必要不可欠な業務を受け持つ者、重大な災害の被災者などにつきましては、更新を1回のみ認めることになったことについても、今回の特徴と言えると思っております。

なお、今回の事業期間につきましては、平成16年度までに限って実施する事業であることとなっております。

今回、県への交付金の配分額が前回は大きく上回っておりますが、本市といたしましては、先ほど議員からご指摘もありました事業を含めまして、

各部局から雇用創出効果の高い事業を数多く集約し、現在、事業計画を県に提出しており、近々、採択の通知があるものと思われま

す。また、昨日の一般質問でもご答弁を申し上げましたように、今回は市の単独事業による上乘せも検討しているところであり、本市といたしましては、これらの事業を有効に活用し、市内の雇用情勢の改善に寄与してまいりたいと考えております。

以上でございます。

観光部長(三浦勝夫君) 森議員の2番目の2で、中国からの観光客誘致の取り組みについてお答えいたします。

中国からの観光客は、昨年9月に団体観光旅行のビザが解禁されたことに伴いまして、訪日観光団第1陣の来崎を初めといたしまして、本年9月26日には、中国国家旅游局の局長を団長とする中国政府観光促進訪日代表団が長崎を訪問するなど、ビザ解禁以降、先月までに35団体、784名の方が長崎県を訪れておりまして、今後とも中国からの観光客の来訪が予想されております。

その誘致活動といたしましては、長崎県や長崎県観光連盟などとの共同によりまして、香港、昆明などの中国での観光展の参画を初めといたしまして、テレビ局や旅行代理店の方々を長崎に招待いたしまして観光施設等の紹介を行うなど、各種観光宣伝事業を実施しております。

また、本年6月25日から7月1日までの7日間の日程で、市議会から江口副議長様を初め8名の議員の皆様に参加を得まして、長崎市、小浜町、島原市の行政と観光協会などで構成いたします長崎・小浜雲仙・島原観光ルート連絡会の会員と一緒に、上海市と次のビザの解禁候補都市でございます大連市を訪問いたしまして、観光客誘致活動を行ってまいりました。

中国人観光客の受け入れ対策といたしましては、先月11月に市内宿泊施設や土産品店の従業員などを対象にいたしまして、中国の習慣や語学を学ぶため、長崎市アジア観光客受入研修会を実施いたしました。また、今年10月からインターネットにより長崎の観光情報を中国語で発信しております。

議員ご指摘のとおり、来年が日中国交正常化30周年という記念の年ということもありますので、長崎県や長崎県観光連盟、そしてまた、長崎・小浜雲仙・島原観光ルート連絡会などと連携を取り

ながら、中国からの観光客の誘致に向け官民一体となって取り組んでいく考えであります。

以上でございます。

都市建設部長(諸岡克重君) 3番目の高齢者居住安定法の推進についてお答えいたします。

高齢社会が進展し、全人口に占める高齢者の割合が増加する一方、バリアフリー化された民間借家が少ないことから、60歳以上の高齢者が安心して生活できる民間住宅の供給を促進することを目的とし、高齢者の居住の安定確保に関する法律が制定されました。

議員ご指摘のとおり、この法律には、(1)高齢者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度、(2)良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給促進、(3)高齢者が安心して住み続けることのできる終身建物賃貸借制度が設けられております。

まず、高齢者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度でございますが、高齢者が安全で安心して居住できる一定の基準を満たす賃貸住宅の貸し主は、高齢者を受け入れることができる住宅として都道府県知事に登録できることとされております。長崎県の指定登録機関は、長崎県土木部住宅課となっており、登録情報は、現在、県住宅課及び県の出先機関で閲覧できるシステムとなっております。

また、昨今の情報技術の進展に伴い、全国の登録情報は、国が法に定める高齢者居住支援センターとして指定した機関である財団法人高齢者住宅財団のホームページにも公開され、在宅にて閲覧できるシステムが整っております。

本年12月3日現在で、全国で374件、6,626戸が登録されておりますが、長崎県内における登録は、現在のところまだございません。

また、当センターでは、貸し主がセンターと基本約定を締結し、入居者はセンターに保証料を支払うことで家賃の債務保証が受けられる、いわゆる家賃債務保証制度や高齢者の暮らしやすい住宅づくりに関する相談業務も行っております。

次に、良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給促進でございますが、これは高齢者向け優良賃貸住宅のことであり、建設費の一部補助や税制上の優遇措置を受けることができることになっており、認定は中核市である本市が行うこ

ととなっております。

また、高齢者が安心して住み続けることのできる終身建物賃貸借制度でございますが、賃借人となれる者を高齢者とし、建物は一定基準のバリアフリー化された賃貸住宅に限定し、賃借人が死亡したときに契約が終了する旨を定めることができ、借地借家法の特例として設けられたものであります。

これらは、いずれも高齢者の居住安定を図る住宅供給促進のために設けられたところであり、現在の高齢社会に的確に対応するため、本市といたしましては住宅政策課を窓口として関係機関と協議しながら、各種相談業務や広報活動に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

福祉保健部長(高谷洋一君) 4番目のオストメイト(人工肛門・人工膀胱保有者)専用トイレの設置についてお答えいたします。

オストメイトとは、直腸及び膀胱等のがん切除手術等により、腹部の排せつ口(ストマ)を装着した人工肛門や人工膀胱を保有する方で、外見上は判別しがたいため、一般社会での理解が得がたく、日常生活においても大きな制約を強いられる場合が多いようでございます。

社団法人日本オストミー協会長崎県支部によりますと、会員として、県下には214名のオストメイトがおられ、うち本市には37%に当たる79名の方々が在住されています。

オストメイトの方々は、直腸・肛門、膀胱・尿道を切除することで排せつ機能に大きな変化がもたらされ、人工肛門や人工膀胱のケアに要する苦労はもちろんのこと、精神的にも大きな負担を強いられているとお伺いしております。また、オストメイトの方々が抱える特に重要な問題点の一つに、外出先において人工肛門、人工膀胱から排せつされる便や尿を受ける袋、いわゆるストマ用装具から排せつ物が漏れた場合、最寄りのトイレ等において腹部等の洗浄、ストマ用装具の再装着及び汚物の後始末等ができないため、外出そのものに制約を受けるということがあり、オストメイト対応トイレの充実が強く求められている状況です。

現在のところ、市内においては、オストメイト対応トイレは長崎県庁舎内に1カ所整備されているだけであり、トイレの数が少ないことがオスト

メイトの方々の外出や社会参加を阻む要因となっております。

また、議員ご指摘のように、国におきましても、バリアフリー化のガイドラインの見直しにおいて、オストメイトの対応を強化し、排せつ物をためるパウチやし瓶を洗浄する施設を整えるという項目を設けており、今後はオストメイト対応トイレの整備も進んでいくものと思われれます。

本市といたしましても、関係機関に理解と協力を求め、バリアフリー化の推進事業において、オストメイト対応トイレの設置を位置づけるなど、計画的な整備の可能性やオストメイトの方々の利用頻度が高いと思われる本庁舎内や長崎市障害福祉センター内への設置等を検討したいと考えております。

以上でございます。

土木建築部長(向井正人君) 長崎街道・日見峠の保存整備についてお答えをいたします。

鎖国時代に唯一海外への交流窓口として開かれていた長崎は、海外からの文化が流入し、異国の香り高いまちとして繁栄していました。長崎街道は、これらの知識や文化を求めて全国各地から訪れる人々が利用する九州一の大幹線として、江戸時代には東海道や中山道などの5街道に次ぐ重要な街道として大きな役割を果たしてまいりました。

このような重要な史跡である長崎街道については、歴史的価値が非常に高いことから、平成6年度に旧建設省道路局により創設された歴史国道整備事業の中で、整備と活用について取り組みを始められたところでございます。全国24カ所が選定される中で、平成7年に県内に残存する5つの街道の中から県による予備調査を行い、長崎街道の国道34号日見トンネル西口より分岐し、峠の里道を経て日見トンネル東口に至る延長約2.2キロメートルの区間の日見峠が平成8年3月に旧建設省道路局より歴史国道として正式に選定をされました。

これを受け、国、県、市、有識者及び地元代表を加えた長崎街道(日見峠)歴史国道整備推進協議会を平成8年7月に設置をいたしました。協議会の中では、歴史を物語る空間づくり、市街地とのネットワーク形成、地域情報の発信を基本整備計画として策定をいたしました。

一方、文化庁におきましても、歴史的、文化的



遺産を生かした地域づくりのために、全国的に旧街道の調査や保存を進めております。この中で、本県においても平成10年度から11年度にかけて文化庁の補助を受け、長崎街道の確定と周辺文化財の調査を実施し、平成12年3月、県教育委員会より長崎県歴史の道（長崎街道）調査事業報告書が刊行されました。これをもとに平成12年度から県教育委員会で長崎街道整備活用計画の策定作業を行っている状況でございます。本年度中にこの計画が取りまとめられる予定でございます。

今後は、これらの整備活用方針を受け、国・県とも連携し、往時の雰囲気を保ちながら、標識、案内板の設置、休憩施設の整備等、歴史を物語る空間の創出に向けて事業展開を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

29番（森 幸雄君） どうもありがとうございます。

きょうは、ちょっと盛りたくさんで答弁が長引いているようですが、もうちょっと簡潔にしてくださいなと思います。

1つは、緊急地域雇用創出特別交付金の活用についてでありますけれども、とにかくせっぱ詰まっております。特に、自営業の方とか会社倒産等で失業した方とか、そういった意味でのどうすれば仕事にありつけるかと、雇用ができるかということでもありますので、行政側としては、どういう仕事がいいのか、新規事業となっておりますけれども、もうちょっと前向きに取り組んでいただきたい。

国の方からの推奨事例もありますけれども、独自のものを、昨日も同僚議員からご指摘がありましたけれども、今、中学校の学校給食のモデルをやっておりますけれども、その学校においても、きょうの新聞にも「冷たい」「おいしくない」と載っておりましたが、職員が手薄で対応できていないところもあるようです。そういった意味では、そういったところへも補助職員として使えるのかなと思いますし、また、先ほども本壇で話しましたけれども、社会教育という場からも、いろんな知識を持った地域の名士とか、そういった方々を臨時講師として雇うこともできるとか、また、できれば、きのうも公園整備等がありましたけれども、あぐりの丘の横にあります、前長崎ファミリーリ

ゾートが持っておりましたゴルフ場の跡地が今、放置状態で、今後は市民に散策できるように遊歩道とか池をつくるとか、いろんなことがありましたけれども、そういった施設の整備、雑木林に散策道をつくるとか、そういったものにも今回雇用ができる造園業の方、また農業、土木とかいろんなことをされた方々は、こういったお仕事ができるのかなと、そういった業者に委託をして、そして国からの予算、人件費をいただいて働く場をつくるという、こういった意味でもできると思います。

ちょっとほかの地域を見ましても、これは長野県ですけども、ここは塩尻市ですが、人材育成エリアということで、ここは大学誘致のための土地があったんですけども、それがとんざしまして、今後、山ろくの公園の整備ということで、こういったものの整備の人を雇って、こういった交付金を使ってやるとか、そういうふうに取り組んでいるところもあります。

何とか、働く場を確保するための今回の特別交付金でありますので、もっともっと知恵を絞って、早いところは1月から職にありつけるという、この制度の恩恵を受ける方もおられるようでありますので、ちょっとその辺もご検討をお願いしたいと思います。

それから、日中国交正常化30周年の記念行事でありますけれども、確かに観光客の誘致とか、そういったものも大事な課題でありますけれども、私は今、この世界情勢が多発テロ事件、アフガン紛争、また現在、イスラエル・パレスチナ紛争など地球規模の戦争に成りかねない様相を呈しております。

長崎は、原爆被爆地としての平和発信都市として、この30周年を記念しての中国各都市における核の脅威展とか原爆写真展等ができないのかなと、本当に今、核は核をもって抑止ということがありますけれども、そうではなくして、本当に長崎の被爆の悲しみ、痛み、怒りというものを物語るこういった展示物というのはすごい影響がある。かつて、随分昔には北京でも核の脅威展等がっておりますけれども、こういう30周年を記念して、長崎でなければできないそういった仕事があるのではないかと。

またもう一つは、先ほど市長の方からも青少年

の交流がありましたけれども、学校間の交流、民間の交流、さきにも上海の華東模範中学校と長崎南高が学校間交流を結ぶと、2、3日前に報告を受けましたけれども、お互いに訪問したり、あるいはEメールで交流したり、そういったことでお互いのあれを理解し合っていく、協力し合っていくということが出ておりますけれども、修学旅行も高校まではいいそうですが、まだ長崎としては、ちょっと中学校は中国等の修学旅行は禁止されておりますけれども、他都市においては、そういったことも今、進められておるようでありますし、次代を担う子どもたちの交流というものも非常に大事ではないかなと思いますので、真摯に取り組んでいただきたいと思います。

それから、日見峠の保存整備でありますけれども、できましたら地元の有識者というか、愛好家の方々ともよく話し合いをしながら進めていただきたいと思います。歴史学者、本当に造詣の深い、深過ぎる方もいらっしゃるけれども、全然違うけもの道を指して「ここが日見街道だ」とか、地元の人は怒っているわけですね。そういうことで先祖代々からそこに生活を営んでいる方々の意見も取り入れながら、参考にしながら、きちっとした保存整備というものをさせていただきたい、そのように思います。

もう一つは、自治会の補助の件でありますけれども、これからは本当に行政改革、財政改革の中で職員が少なくなったり、財政が少なくなったりして、これからの防災、環境問題等は自治会等にお願いすることがたくさんになってくると思うんです。その分で、こちらがあれするだけではなくして、我が行政側として何があげられるのか、どういう手だてができるのかと、先ほど用地のことがありましたけれども、既に先進都市では本当に自治会の取得に対する補助とか、そういったものをきちっとやっているところはあります。自治会が借り入れた金利まで払ってやっているとか、本当に何とかして手だてしていこうと、自治会離れとかいろいろなこと現場ではご苦労されているわけでありまして、その辺も昔決めた条例を見直すことも時代の要請ではないかなと、そのように思います。

もう一つ最後になりましたが、乗合ジャンボタクシーの継続でありますけれども、本当に地元

としてはやっと理解していただいて周知徹底されて、今から軌道に乗るかなというときに、この試行運行をやめて、3カ月間空白があって、4月からの検討をされるわけですが、少々赤字があると思いますけれども、できれば継続してほしい。特に1月、3月は人の交流も多い時期でもありますし、もしできればタクシー組合、協会等が、その間は自分たちで少々赤字でもやりますよという声があればそれを認めるのかどうか、そういったこともお聞きしたいと思います。

ちょっと時間がありませんが、よろしくお願ひします。

市長(伊藤一長君) 森議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

乗合タクシーの件でございますが、本壇から私は答弁等をさせていただいたと思いますけれども、今は、あくまでも、今月末までしているのは、最初から議会の予算審議のときも含めて、地元の説明会も含めて、試行期間で40何日間ですかね、させていただきますと。その試行の内容を分析することによって新年度にこれをつなげるかどうか。新年度ということは、12月末に締めまして、新年度は翌年の4月1日でございますから、までにどうするかということに住民の方々に、あるいは予算の絡みで議会の方にちゃんとそういう手続きを踏まえなければいけないということでございますので、この辺は、最初の議案上程をして地元の説明をするときから、そういう説明をさせていただいておりますので、恐らく関係者の方々にはそれは十分にご理解をいただいているのではないかなと、これをずるずると、気持ちはわかるんですよ。1月、2月、せっかくだから、せっかく機運が盛り上がり、PRも徹底してしたんだから、1月、2月、3月もやってもいいんじゃないかと、予算は若干赤字になってもいいんじゃないかというご指摘の気持ちはわかるんですが、そうなりましたら、今度は、3月の議会の平成14年度予算の絡みで、一応、あくまでも試行運転ですので、どこかでけじめといいますか、しておかないと次の事業へつなぐのがなかなか難しいのではないかなという意味でたしか答弁をさせていただいたと思いますので、この点はひとつ森議員さんも、地元の関係の方々もご理解をいただければありがたいと思います。

それから、先ほどの答弁の仕方がちょっと悪かったかなという気がいたしますけれども、国の方の緊急地域雇用特別交付金の問題でございますけれども、これは昨日の議員さん方の答弁でも、ただいまの森議員さんの答弁でもそうですけれども、国の方からある程度、今までを20億円ほどを上回る予算内示が県の方に来ている。来ていますけれども、池島炭鉱の問題もこれあり等々を含めて、長崎市の方はかなりたくさんメニューをそろえて県の方に出しています。ほかの市町村も出しています。出していますけれども、恐らく県全体の50億円ですか、県全体の予算枠として国からの内示はあっているようではございますけれども、実際は、長崎市においているのは、要望はたくさん挙げていますけれども、金額としては、もしかしたら少ないかもしれないと、緊急雇用のこちらの要望の期待額に対しては、項目に対しては。しかし、その場合には、私どもとしては腹をくくって、予算のやりくりをして、そして長崎市独自の緊急雇用のめり張りをつけさせていただきたい。また、そういう要望が非常に議会も含めて強いという形できのうの答弁、きょうの答弁をさせていただいているつもりでございますので、できるだけ市民の皆さん方の期待に、また、こういう時代の流れに沿った形の市独自の対策を講じていきたいというふうに思いますので、この辺はひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上でございます。

29番(森 幸雄君) ちょっと答弁しにくいところがあると思いますけれども、本当に真の友情というは、そういう祭りとか何とかだけではないと思いますので、長崎でなければいけない、先般、県議会におきまして、我が公明党の織田 長議員がそのことを問いただしております。渡邊理事の方から、そういった資料を提供してもらうなら、長崎市のご協力も必要である、また、地元福建省福州市の政府の方々との話もあるけれども、本当に本県の平和発信としても効果は大きいと考えておりますと、国サイドでは難しいと思います。やはり長崎市としては、長崎でなければできない、そういった使命があるのかなと思いますので、この辺に対してのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

市長(伊藤一長君) 森議員の再度のご質問でござ

いですが、私は原爆展の開催、広島市と共催で年に2回から3回ほど海外原爆展を開催させていただいておりますけれども、この費用は、議会の方に諮らせていただいて、そして広島市との共催事業という形で、海外で毎年2カ国から3カ国させていただいておりますが、ほとんどお互いの自前です。広島市も自分たちで出している。長崎市も自分たちで出している。これを私は、外務省も含めて言っているのは、何で被爆都市の私たちが苦しい財源の中から核兵器の廃絶、世界の恒久平和へ向けた形の運動は、これは取り組む責任がありますし、これからもしなければいけない。しかし、そういう財源の捻出まで何で長崎市がしなくてはいけないんですかと、これは国費ですべきではないですかというのが、終始私は今まで申し上げたことでございます。これは、これからもそういうふうに申し上げたいというふうに思います。

ただ、来年の日中国交正常化30周年に向けまして、中国との交流の深さ等を含めて海外の、特に中国の場合には、たしか昭和61年の秋だったと思いますけれども、核の脅威展が国連主催で10日間ほど開催されたという実績があるかと思います。そのことを森議員さんが恐らく今おっしゃっているのではないかなと思いますが、これは後にも先にも、61年に開催されたのが初めてでございます。今度は30周年だから、ぜひ原爆展をしたらどうかという趣旨でございますので、県議会の一一般質問との関連でその種の質問がおりますから、県の方との協議をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

副議長(江口 健君) 次は、28番小林駿介議員。

[小林駿介君登壇]

28番(小林駿介君) 公明党の小林駿介でございます。

4点にわたり質問をさせていただきます。

初めに、健康長寿の拠点づくりについて。

去る11月に、茨城県大洋村に視察に行ってみました。NHKの「クローズアップ現代」で放映され、全国的に注目を浴びている村であります。高齢化によるさまざまな課題を真正面からとらえ、村民が生き生きと年を重ねることを理想とし、健康文化立村を掲げるユニークなまちでありました。そもそも大洋村がこのような健康政策を柱にしたのはわけがあります。御多分に漏れず、村の高齢